

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.065

処 分 名	建築物省エネ法 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の取消し
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定建築主が改善命令に違反したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定を取消することができる。
根拠法令等・条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) 第 34 条
処 分 基 準	認定の取り消しは、認定建築主が第 33 条の規定による改善命令に、従わない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから、設定しない。
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し)

第三十四条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第三十条第一項の認定を取り消すことができる。

(認定建築主に対する改善命令)

第三十三条 所管行政庁は、認定建築主が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。